

令和 4 年 8 月 1 日  
 地域創生部  
 文化財保護課文化財活用係  
 電話：027-226-4684 内線：4686

## 群馬県指定文化財の指定について

令和 4 年 8 月 1 日（月）に、群馬県文化財保護審議会（会長 <sup>とどころ</sup>戸所 <sup>たかし</sup>隆）が  
 開催され、群馬県指定重要文化財（彫刻）1 件の指定が答申されました。

※詳細は次頁以降を参照

### 1 答申（指定）が行われる予定の群馬県指定重要文化財（彫刻）・・・2 頁

重要文化財（彫刻） <sup>もくぞうあみだによらいざぞう</sup>木造阿弥陀如来坐像（館林市仲町 14-2）

#### （参考）

- 群馬県知事は、群馬県文化財保護条例第 4 条第 1 項により県内の重要文化財を群馬県指定文化財に指定することができます。
- 指定に当たっては、同条例第 4 条第 3 項の規定に基づき、群馬県文化財保護審議会に諮問しなければなりません。
- 指定は、県報の告示があった日からその効力を生じます。
- 今回答申された文化財が指定された後の群馬県指定等文化財の件数は次のとおりです。

#### 【群馬県指定等文化財】

種別	重要文化財	重要無形文化財	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	史跡	名勝	天然記念物	選定保存技術	選択無形民俗文化財	計
件数	216	0	7	20	88	2	98	1	1	433

名 称	木造阿弥陀如来坐像 (もくぞうあみだによらいざぞう)
所在地	常光寺 (館林市仲町 14-2)
所有者	常光寺 住職 工藤 昌宏(館林市仲町 14-2)
<p><b>概 要</b></p> <p>1)法 量 像高 88.1 cm</p> <p>2)品 質 木造漆箔・彩色 玉眼<small>ぎよくがん</small></p> <p>3)制作年代 平安時代・12世紀 円満な顔立ち、均整のとれた体形、浅く整えられた衣文表現など、平安時代後期に流行する定朝様式を示し、12世紀半ば頃から用いられる玉眼の技法を取り入れているなど、制作時期は12世紀後半と考えられる。</p> <p>4)特 徴 本像の特徴は、平安時代後期に中央（京都、奈良）で流行していた仏像様式、いわゆる定朝様式を踏襲しており、かつ中央の像と遜色のない正統的な作風を示していることである。定朝様式とは、11世紀に活躍した大仏師定朝によって確立された彫刻様式で、その後の仏像の規範とされたものである。また、定朝は寄木造の完成者として知られ、本像にもその技法が用いられているが、内割りはかなり薄く施されており、技巧的にも洗練されている。さらに、12世紀半ば頃から中央で最新の技法として用いられていた玉眼の技法を受容していることも留意される。 本像は、その作風と造法から、中央の仏師によって造立されたものと考えられる。本像と非常に近似する作例として、光恩寺(邑楽郡千代田町)の木造阿弥陀三尊像（県指定重要文化財）の中尊像がある。光恩寺は、上野国邑楽郡の佐貫莊<small>さぬきのしょう</small>を支配していた佐貫氏の氏寺といわれており、仏像の制作に佐貫氏が関与していたことが指摘されている。本像も佐貫莊に含まれる地域に伝来したことを考慮すると、佐貫氏との関係で造像された可能性が高い。 こうした像が当地に伝わっていることは、佐貫氏の受容した仏教文化が当時の中央で展開していたものと同等のレベルのものであったことを示唆し、注目される。</p>	

(参考文献)

・館林市史編さん委員会『館林市史 特別編第7巻 館林の文化と芸術』（館林市、2021年）

## 5)指定理由

- ①常光寺の阿弥陀如来坐像は、円満な顔立ち、均整のとれた体形、浅く整えられた衣文表現など、平安時代後期に中央で流行した定朝様式の正統的な作風を示す仏像として評価できる。また、寄木造の技法も洗練されており、12世紀半ば頃から行われた玉眼の技法も用いている点は注目される。
- ②その作風や造法から、本像の制作年代は12世紀後半と推定され、関東地方に伝わる定朝様式を踏襲する仏像の中では出色の出来栄を示す。
- ③本像は中央の仏師によって造立されたと考えられ、佐貫氏の受容した仏教文化のレベルの高さを示唆する作例として、本県の文化史上きわめて高い価値を有する。

### [指定基準]

群馬県指定重要文化財の指定基準 1 絵画彫刻の部 のうち

- (1) 各時代の遺品のうち製作優秀で群馬県の文化史上貴重なものに該当する。

### 【位置図】



※地理院地図（国土地理院）を加工して作成

【現況写真】（館林市提供）

